



『旧仙台藩士族関係史料①・②』



『旧仙台藩士族関係史料①』の「第一大区小二区 士族分限帳（ページ部分）」【M5 - 6】

公文書レポート

宮城の気象予報こと
はじめ

ワークス

公文書のデジタルカ
メラ撮影

書庫見学ツアーのお 知らせ

知っ得！情報

当館所蔵資料の紹介

今回のワークスで紹介している複製本『旧仙台藩士族関係史料』は、旧仙台藩士族の氏名・住所・現米（政府から士族に支給された米など）が記されてある簿冊が掲載されています。

『旧仙台藩士族関係史料①』

【M4 - 2】「華士族 貫属替分限帳」【M5 - 5】「(第) 一大区小二区 士族分限帳 乙」【M5 - 6】「第一大区小二区 士族分限帳」【M5 - 7】「第一大区(小ノ四区) 士族分限帳」【M5 - 8】「第三大区之内名取郡 士族分限帳」

『旧仙台藩士族関係史料②』

【M 5 - 10】「第七大区小巷区 士族分限帳」【M7 - 2】「第一大区小四区 士族家禄分限帳」【M8 - 69】「明治八年分士族家禄金受取帳 第一大区小四区」

【 】は、当館所蔵資料の整理番号を表しています。

公文書レポート

宮城の気象予報ことはじめ

専門調査員 松岡 祐也

通勤・通学や旅行へ行く前など、その日の天気はどうなるのか気にする方は多いのではないのでしょうか。また、時折吹く強風や暴風が交通に影響を与えるように、気象変化は私たちの生活にとっても身近なものといえます。

今ではテレビやラジオ、さらにはインターネットで、いつでもどこでも簡単に気象予報を知ることができます。当たり前のように得ることができる気象予報ですが、テレビなどの媒体がなかった時代、特に気象観測の始まった明治時代の人びとはどのようにして気象予報を知ることができたのでしょうか。ここでは当館資料から、明治時代の気象予報の周知方法を紹介したいと思います。

1 気象予報の報告経路

内務省は明治14年(1881)に国が築港事業を進めていた野蒜^{のびる}(現在の東松島市)に測候所^{そっこうじょ}を設置しました。ここから宮城県内での気象観測は始まります。東京気象台(のちに中央気象台と改称)と各地の測候所は電信網で結ばれ、気象台に集められた全国の観測結果がもとになり予報を行っていました。明治20年(1887)には、気象観測が各地方での利益に直結することもあり(「気象台測候所条例説明」、明治20年)、「気象台測候所条例」が公布され、国管轄の地方測候所は各道府県の予算で運営されることになりました(「明治二十年 法令類纂 宮城県」【M20-79】)。管轄官署は変わりましたが、中央気象台と地方測候所の間での観測結果のやりとりは変わりませんでした。なお宮城県では、国から移管された野蒜測候所を明治20年中に石巻町(現在の石巻市)へと移転しています。

このように気象観測体制は変化していきましたが、気象予報の伝達方法はどうだったのでしょうか。明治20年以前には、東京気象台から直接あるいは野蒜測候所を通じて宮城県庁へ電報で報告されていたようです。県庁では気象予報を受け取ると、県内の郡役所や警察本署、新聞社などへ報告していました(「従明治十六年同十九年六月 本局御達綴」【M19-37】)。

その後、気象予報はより広範に周知されるよう整備されています。明治42年(1909)に出された宮城県の訓令「地方天気予報暴風警報ノ通知ニ関スル取扱手続」によると、石巻測候所からは宮城県の天気予報が石巻警察署・古川警察署を経て宮城県庁へ、そこから県知事や仙台市役所、さらには仙台市内にあった新聞社へと報告されることになっていました(「農商工・農商雑事」【T12-12】)。これとは別に天気予報を含まない暴風警報などは、古川警察署から各地の警察署を通じて各郡役所に報告されていました。この訓令からは、気象予報の伝達経路の変化と広がりを知ることができます。

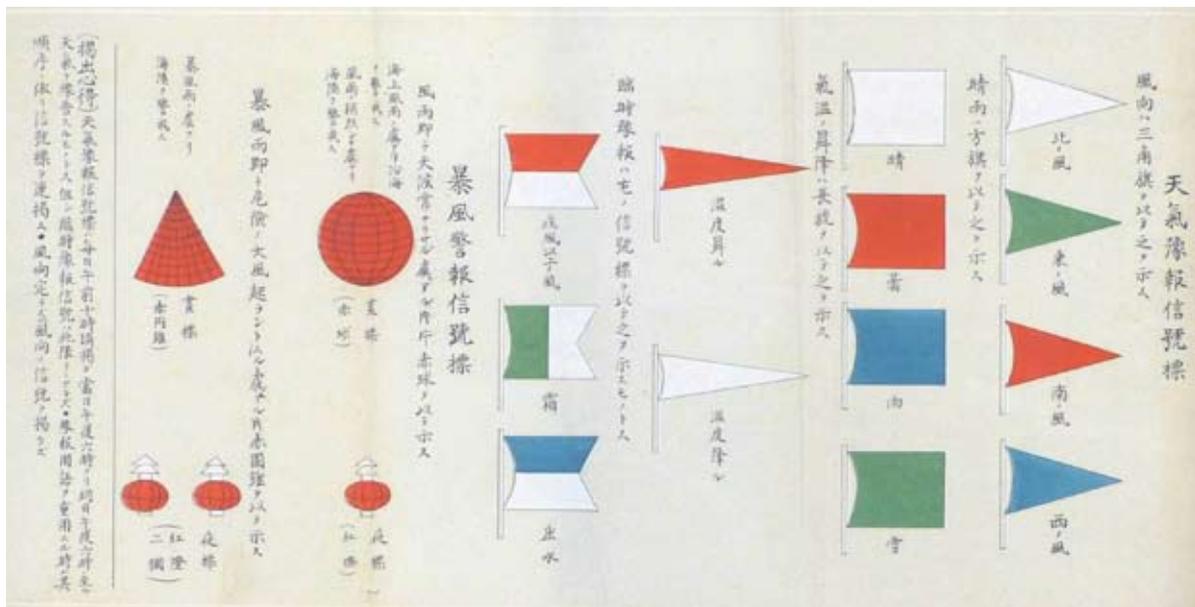
2 気象予報を知る手段

このように気象予報は広く伝達されており、気象予報が伝達された先には新聞社もある

ことから、明治時代にも新聞で気象予報を得た人のいたことが想像できます。それでは、当時の人びとが気象予報を知る術は他になかったのでしょうか。

明治16年(1883)に出された内務省の通知には、暴風警報の周知に必要な暴風警報信号標の設立について記載があり(「明治十六年度 内務省乙号達外」【M16-19】)、また明治20年公布の「気象台測候所条例施行細則」には、暴風(警報信号)標・天気予報掲示場の新規開設についての規定があります(「明治二十年 法令類纂 宮城県」【M20-79】)。ここからは、当時の気象予報が各地に設置された掲示板や標柱を用いて周知されていたことが推測されます。

当初、内務省地理局と事前協議することとなっていた暴風警報信号標の設立は、明治20年に地方測候所が各道府県へ移管されると、「地方長官」すなわち県令(県知事)へ許可申請を行うこととされ、地理局と協議する必要がなくなりました(「明治二十年 法令類纂 宮城県」【M20-79】)。のちに、天気予報も標柱を用いて周知されるようになります。



天気予報信号標・暴風警報信号標

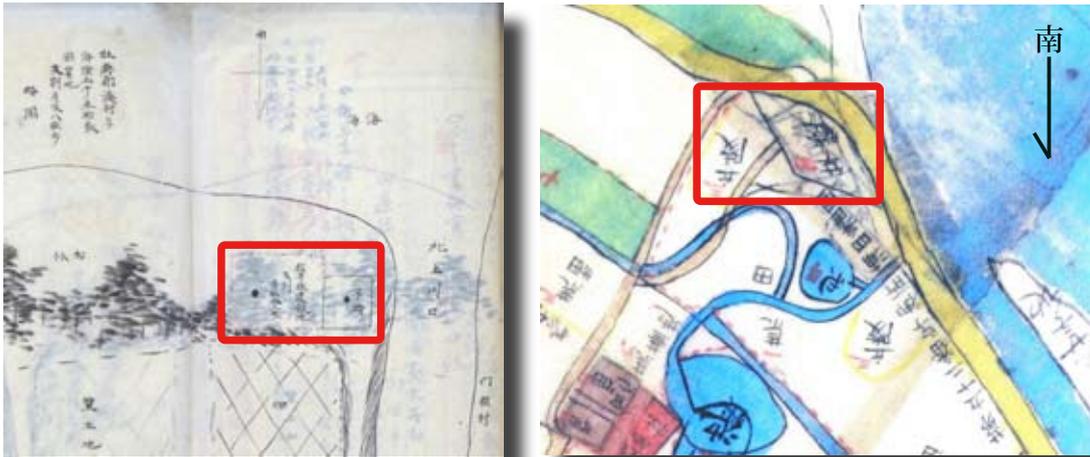
(自明治四十一年至大正元年 気象・測候)【T01-0084】

明治18年(1885)、宮城県に対して牡鹿郡門脇村(現在の石巻市)の有志から、同郡湊村(現在の石巻市)の官有地を拝借して暴風警報信号柱を建設したい旨の申し出がありました(「郡区往復・人民願伺書 土木課」【M18-91】)。彼らは、北上川河口に位置する湊村へ建設する理由を「水上営業者ノ警戒ヲ凶ラン」ためとしていました。建設予定地は「竿燈」(港口を示す燈竿のこと)の脇で、近くを船舶が頻繁に行き交うことから、暴風への警戒が特に必要だったことがうかがえます。明治27年(1894)に中央気象台が示した「暴風警報取扱心得」では、暴風警報が「海上営業者」へ警戒を促すことを目的の1つとしており(『暴風警報及警報信号標取扱心得』、1894年)、有志の建設理由はこの目的と合致していました。

暴風警報信号標の高さや色について、中央気象台が編纂した『暴風警報及警報信号標取扱心得』には、沖合から見やすく他の旗柱と識別しやすいように赤白に塗り分けることが推奨されています。高さは特に定められていませんが、湊村の建設予定地が丘陵地だった

ことから考えると、標柱自体の高さに加えて建設地の高さも重要だったといえるでしょう。

明治36年(1903)の宮城県の告示には、塩竈町(現在の塩竈市)・石巻町(湊村に建設されたもの)・気仙沼町(現在の気仙沼市)に県立の暴風警報信号標が設置されているとあり(「宮城県布令類纂 全 宮城県知事官房」【M36-59】)、ここからは県立以外の信号標も存在していたことが推測できます。県立の信号標は明治43年(1910)時点で荒浜あらはま(現在の亶理町)・塩竈・石巻・気仙沼・荻浜おぎのはま(現在の石巻市)の5ヶ所存在していました(『宮城県石巻測候所要覧』、1910年)。また石巻では、同じ場所に天気予報信号標も設置されていたようです。



左：暴風警報信号柱の建設地を示した図(「郡区往復・人民願伺書 土木課」【M18-91】)
北上川河口に面した「竿燈」の東隣「反別壺畝拾五歩」の土地を「信号柱建設地」とした。
右：建設地周辺の様子(牡鹿郡湊村絵図【V-1145】)
北上川河口に設置されていた「竿燈」の東は丘陵地だった。

明治時代の人びとは宮城県内の気象予報を郡役所・警察署による掲示や新聞、さらには信号標を通じて知ることができました。しかし、気象予報を知る方法はこの他にもありました。それが、有料の気象予報です。

宮城県は明治32年(1899)に「気象通報規程」を告示しました(「宮城県布令類纂 全 宮城県知事官房」【M32-59】)。ここには、石巻測候所へ「気象通報料」を前払いすることにより、電報で宮城県管内の気象予報を得ることができる旨が記されています。予報の種類には天気・暴風のほかに、結霜予報というものもありました。これは、植物発芽後の結霜のおそれがある場合に通報されるもので、農業関係者、特に蚕のえさを育てる桑園を持つ養蚕業者が必要とする情報でした。

この有料の気象予報は明治41年(1908)の規定改正の際に本文から付則へと移り、そこでは「当分ノ内」は料金前払いで気象予報を行うこととされています(「自明治四十一年一月至明治四十一年十二月 宮城県布令類纂」【M41-87】)。もしかすると、利用が少なく、測候所の業務としての重要性が低いと考えられたのかもしれませんが。

明治時代の間整備されていった気象予報体制は、大正時代になると予報の種類や予報区域が増加することで、より詳細な予報が行われるようになります。また、気象予報の周知方法には、ラジオでの予報が大正14年(1925)から加わっています。明治時代に始まった気象予報は、大正時代を経てさらに発展し、現在へと続いているのです。

ワークス

公文書のデジタルカメラ撮影

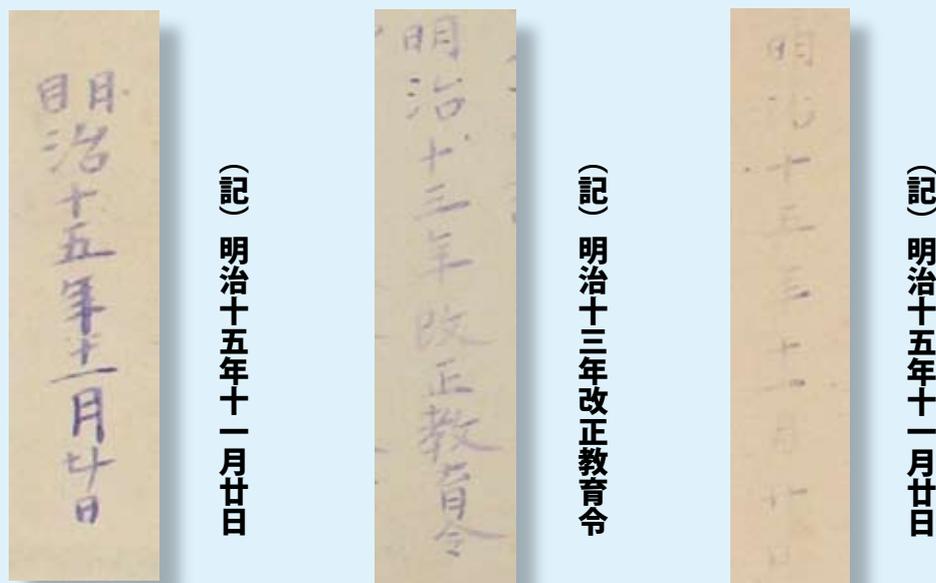
嘱託員 青野 淑子

1 公文書を永く保存するために

当館では、公文書のデジタル化を進めています。特に明治・大正期の劣化懸念資料を優先し、平成23年（2011）より順次行っています。デジタル化の方法は様々ですが、当館ではデジタルカメラ撮影による方法を採用しています。

特に劣化が懸念されるのは、こんにやく版で刷られている部分です（下記参照）。聞き慣れない方もいるかもしれませんが、こんにやく版とはメチルバイオレットという紫色のインクで書いた紙をこんにやくの面に押し付けてインクを乗せ、その上に湿った用紙を置いて転写印刷する方法です。こんにやく版は光に弱く退色しやすいため、資料保存の観点から主に簿冊全体ではなく、劣化懸念箇所を対象として撮影を行ってきました。

平成29年（2017）からは、上記の撮影対象に加えて、明治期から年代順に簿冊全体を撮影する作業を始めました。

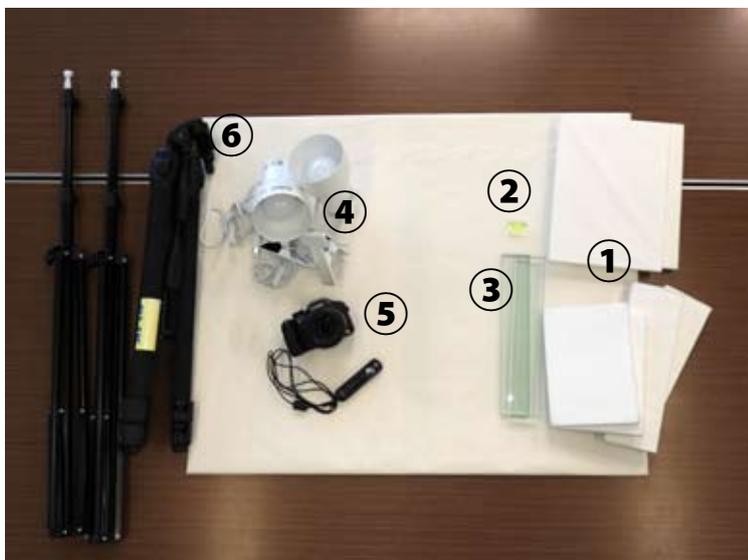


こんにやく版が使用されている箇所（同一資料）「学事諮問会関係綴」【M15 - 70】

同一の資料であるにもかかわらず、こんにやく版の劣化度合いは様々です。左から右へ見てみるとだんだんと薄くなっていることが比較できます。

2 デジタルカメラでの撮影方法

ここでは簿冊の撮影方法を簡単に紹介します。撮影で特に注意する点は、自然光の影響を避けることです。こんにやく版の退色もそうですが、自然光の持つ紫外線は資料を傷める原因となります。そのため、当館では外光の入る閲覧室などに紫外線をカットするフィルムを貼り、照明も紫外線を発しないものを使用しています。撮影で用いる照明器具も同様です。



- ① マクラ
- ② 水平器
- ③ けさん（透明なガラス板）
- ④ 照明器具
- ⑤ デジタルカメラ
- ⑥ 三脚・雲台

デジタルカメラ撮影で用いる道具の例

公文書を撮影するためには色々な道具を使用します。例えば、簿冊を開いて撮影していると綴り方によってはどうしてもページが閉じてしまう資料が出てきます。そのような時には、③けさん（透明なガラス板）などで押さえて撮影します。その際は、簿冊を無理に押さえつけないように気をつけます。

公文書館の資料は原則として現状保存ですので、ここで無理に力を入れて押さえつけてしまうと簿冊に余計な折り目が付いたり、破れてしまったりするおそれがあるため、とても繊細な作業になります。

分厚い簿冊の場合は、前半部や後半部にさしかかると段差ができてしまうので、そのような時には①マクラと呼ばれる台になるもの（スチレンボード）を簿冊の下に敷き、高さの調節をします。①マクラは、資料に触れても良いように文化財の梱包などに使われる薄葉紙うすや中性紙で保護しています。

単純作業のようですが簿冊の形状・状態は様々ですので、資料に見合った対応が求められます。なお、当館では閲覧室にカメラ台を設置しているほかに⑥三脚や③けさんなどの道具の貸出を行っています。

3 これまでの成果

こんにやく版のような退色しやすい簿冊以外にも、虫損（虫食い）による破損が著しい簿冊が多数あります。その中には、内容そのものは利用が可能であるにもかかわらず、破損状態からマイクロリールなどの代替資料が作成出来ずに利用を制限していた簿冊もありました。

そこで、当館ではそれらの簿冊のうち利用者からの要望があった旧仙台藩士族に関する簿冊のデジタルカメラ撮影を行い、印刷・製本して複製本（『旧仙台藩士族関係史料①』（掲載簿冊【M4－2】【M5－5】【M5－6】【M5－7】【M5－8】）、『旧仙台藩士族関係史料②』（掲載簿冊【M5－10】【M7－2】【M8－69】））を完成させました。今後も長期的な保存と利用の両立が出来るよう努めていきます。

知っ得！情報

◆ 絵図面デジタルデータが増えました ◆



陸前国登米郡赤生津村地籍図 【V-921】
明治 15 年（1872）

平成 31 年（2019）3 月 1 日から、利用可能な絵図面のデジタルデータ画像が 99 件分増えて、1,236 件になりました。4 月 1 日からは更に 50 件増えます。

絵図面デジタルデータは CD-R 焼付で頒布していますので、ふるってご活用下さい。

◆ カメラ台設置のお知らせ ◆

このたび、当館では閲覧室に資料撮影用のカメラ台を設置しました。カメラのほか、スマートフォンでの撮影にも対応しています。ご利用の際には、窓口へお声がけをお願いします。



宮城県公文書館だより 第 37 号
平成 31 年（2019）3 月 19 日 発行

編集・発行 宮城県公文書館
〒 981-3205 宮城県仙台市泉区紫山 1-1-1
電話 022 (341) 3231 Fax 022 (341) 3233
e-mail koubun@pref.miyagi.lg.jp
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/>

